

# 第 1 章 第 2 次小郡市都市計画マスタープランの概要

## 1-1 策定の背景と目的

本市では、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）を平成 16 年 3 月に策定しました。この都市計画マスタープランに基づき、本市の土地利用や都市施設の整備、新たな市街地の開発などを行ってきました。

しかし、都市計画マスタープランの策定後、概ね 20 年間が経過していて、近年では、将来的な人口減少の予測、少子高齢化の進行、これまで経験したことのない記録的な豪雨による浸水害など、本市を取り巻く状況が大きく変化しています。国では、このような社会経済情勢の変化に対応するため、都市のコンパクト化と公共交通体系の再構築に向けた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を示し、都市再生特別措置法、交通政策基本法などの関連法の改正が行われています。本市においても、将来を見据え、社会経済情勢の変化に対応した都市計画マスタープランへの見直しを行うことが求められます。

また、福岡県が定める「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定、本市の最上位の計画である「第 6 次小郡市総合振興計画」の策定、都市計画マスタープランの一部とされる都市のコンパクト化を目指すための計画である「小郡市立地適正化計画」の策定など、上位計画・関連計画の策定・改定が行われていて、上位計画との整合性を持った計画への見直しが必要です。

このような背景を踏まえ、本市では、各種上位計画に即するとともに、社会経済情勢の変化や法改正に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、「第 2 次小郡市都市計画マスタープラン」の策定を行います。

## 1-2 第 2 次小郡市都市計画マスタープランの役割と効果

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

市の都市計画に関わる法制度や事業等は本都市計画マスタープランの内容に即する必要があり、本都市計画マスタープランは、まちづくり（都市計画）における市の最上位計画として位置づけられます。

### 本市における都市計画マスタープラン策定の効果

- 都市整備の中長期的な構想を示すものであり、個別の都市計画が決定・変更される際の方向性を示す指針としての役割を担う。
- 都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、都市環境等の個別の都市計画について相互に整合性のある計画が推進できる。

### 1-3 第2次小郡市都市計画マスタープランの位置づけ

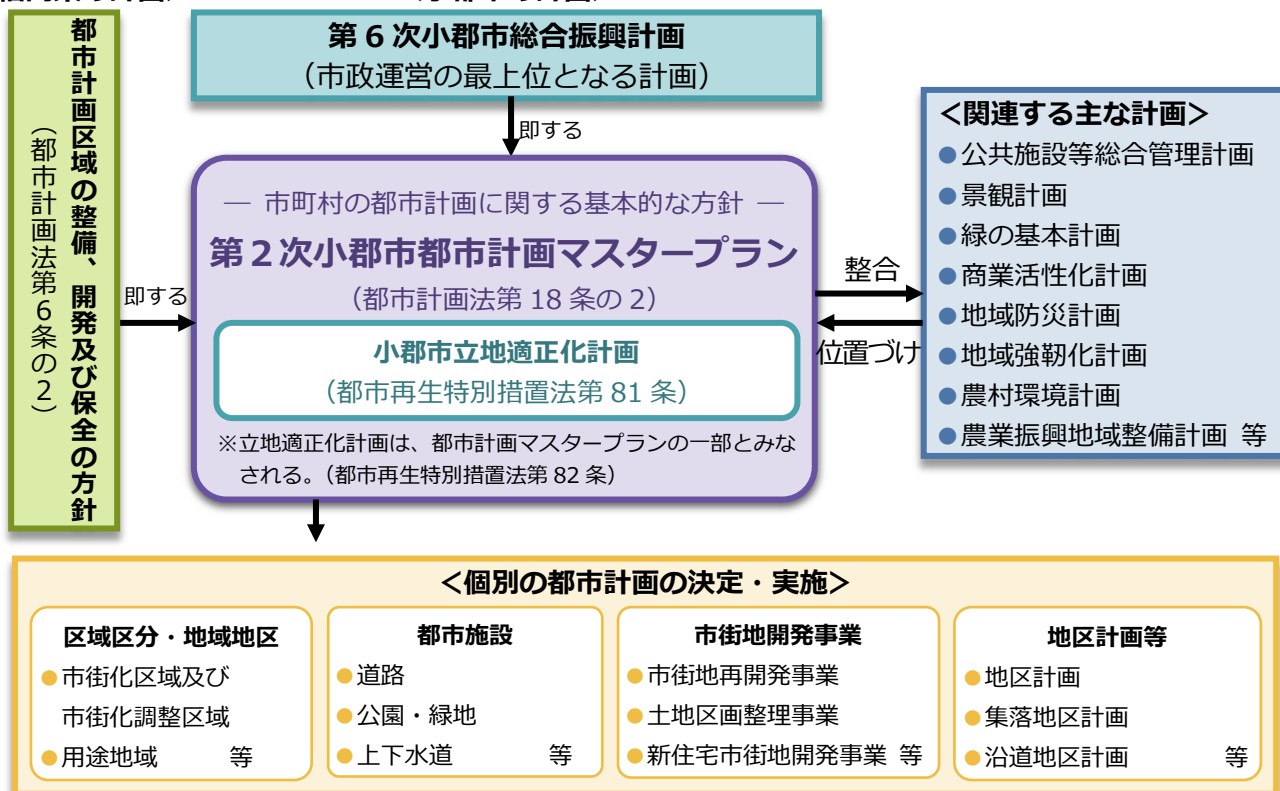
本都市計画マスタープランは、「第6次小郡市総合振興計画」、福岡県が定める「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即して定める必要があります。また、関連する各種計画との整合性に配慮しながら定める必要があります。

本都市計画マスタープランの策定後は、この計画に定めた方針に従い、具体的な個別計画の策定、事業化の検討を行い、都市計画に関する整備を進めます。

#### ■第2次小郡市都市計画マスタープランの位置づけ

##### <福岡県の計画>

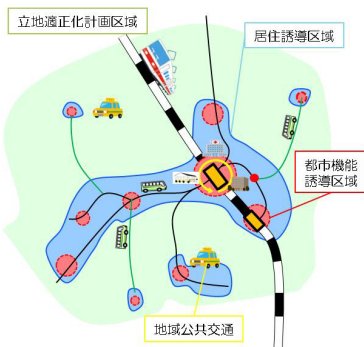
##### <小郡市の計画>



#### 【参考】立地適正化計画について

立地適正化計画は、今後の人口減少、少子高齢化を見据え、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、居住機能や商業・医療・福祉などの都市機能の立地、公共交通の再編との連携などにより、包括的なマスタープランとして策定する計画です。

本市では、「小郡市立地適正化計画」を策定（予定）して、都市再生特別措置法第82条に基づき、「小郡市都市計画マスタープラン」の一部とみなされます。



##### 《都市機能誘導区域》

○医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

##### 《居住誘導区域》

○人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

##### 《地域公共交通》

○確保・維持・充実を図る公共交通体系を設定

## 1-4 対象範囲と目標年次

本市は、久留米小郡都市計画区域に属していて、市全域に都市計画区域が決定されています。

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象範囲としているため、本市においては、市全域を対象範囲に設定します。

本都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を見据えることとしていて、2043（令和 25）年を目標年次として設定します。

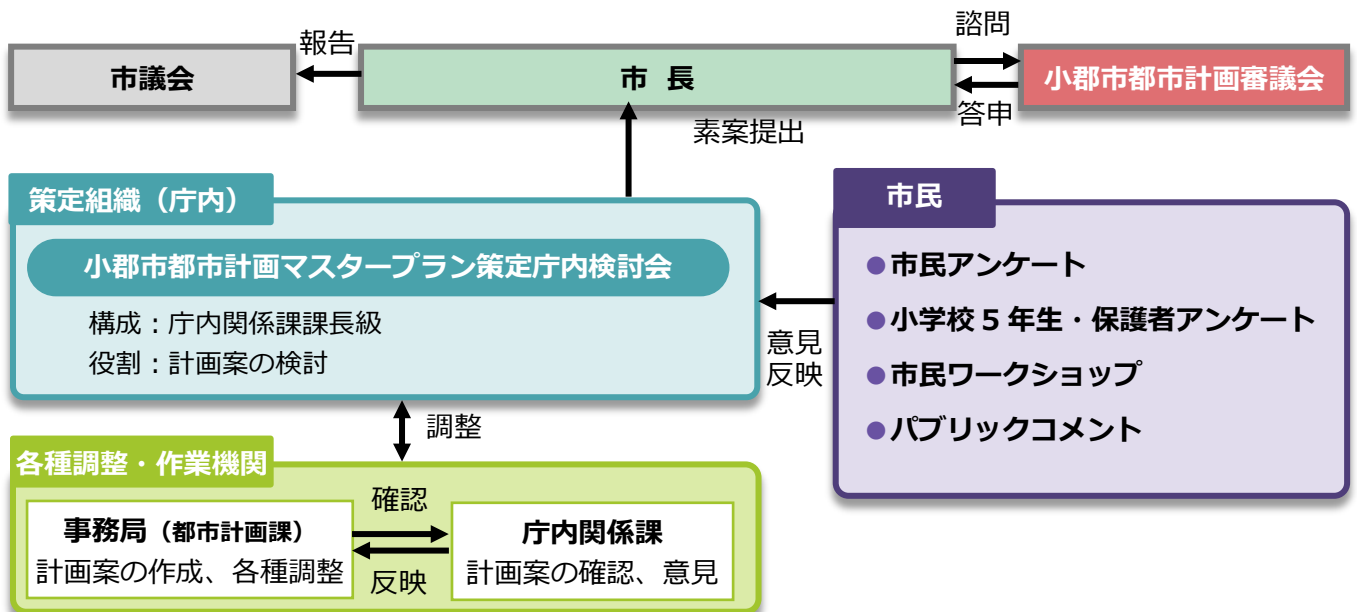
### ◆都市計画区域（市全域）：本計画の対象範囲

人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域を「都市計画区域」として指定し、都市計画に基づいたまちづくりを進めていくことになります。

## 1-5 策定体制

本都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民や小学校 5 年生及び保護者を対象としたアンケート、市民ワークショップ、パブリックコメントなどにより、市民意見を反映させながら策定を行います。また、庁内関係課で構成される「小郡市都市計画マスタープラン策定庁内検討会」を設置し、組織横断的な体制で検討を行います。

### ■策定体制



## 1-6 第2次小郡市都市計画マスタープランの構成

本都市計画マスタープランは、「まちづくりの理念と将来都市像」「全体構想」「地域別構想」「実現化方策」の4つを柱として構成しています。

### ■本都市計画マスタープランの構成

#### 第1章 第2次小郡市都市計画マスタープランの概要

- |                            |                             |
|----------------------------|-----------------------------|
| 1-1 策定の背景と目的               | 1-2 第2次小郡市都市計画マスタープランの役割と効果 |
| 1-3 第2次小郡市都市計画マスタープランの位置づけ |                             |
| 1-4 対象範囲と目標年次              | 1-5 策定体制                    |
| 1-6 第2次小郡市都市計画マスタープランの構成   |                             |

#### 第2章 まちづくりの現況

- |           |            |                |
|-----------|------------|----------------|
| 2-1 地域特性  | 2-2 人口・世帯数 | 2-3 土地利用・開発の動向 |
| 2-4 交通体系  | 2-5 都市施設   | 2-6 景観・環境資源    |
| 2-7 災害リスク | 2-8 財政状況   | 2-9 市民意向       |

#### 第3章 まちづくりの課題

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 3-1 土地利用に関する課題  | 3-2 交通体系に関する課題      |
| 3-3 都市施設等に関する課題 | 3-4 景観・環境に関する課題     |
| 3-5 防災に関する課題    | 3-6 その他のまちづくりに関する課題 |

#### 第4章 まちづくりの理念と将来都市像

- |              |                |            |
|--------------|----------------|------------|
| 4-1 まちづくりの理念 | 4-2 まちづくりの基本方針 | 4-3 将来都市構造 |
|--------------|----------------|------------|

#### 第5章 全体構想

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 5-1 土地利用方針     | 5-2 交通体系の整備方針      |
| 5-3 公園・緑地の整備方針 | 5-4 その他の都市施設等の整備方針 |
| 5-5 景観・環境の整備方針 | 5-6 防災・減災まちづくりの方針  |

#### 第6章 地域別構想

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 6-1 小郡地域 | 6-2 大原地域 | 6-3 三国地域 |
| 6-4 立石地域 | 6-5 宝城地域 |          |

#### 第7章 実現化方策

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 7-1 実現化のプログラム   | 7-2 まちづくりの仕組みづくり |
| 7-3 計画の進捗管理と見直し |                  |